

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

（県例規集登載）

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○ 土地収用法に基づく事業の認定

### 【公告】

○ 落札者等の決定

○ 建設業法に基づく行政処分に係る聴聞

○ 一般競争入札の実施

医薬安全課  
畜産課

治山課

監理課

情報政策課

監理課

用度課

## 目次

担当課（室）





「薬事法」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」並びに「販売業」や「販売業（配置販売業に限る。）」並びに「回22を同項27とし、同項21中「薬事法」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」並びに「販売業」や「販売業（配置販売業に限る。）」並びに「回21を同項26とし、同項20の次に次のように加える。

21	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第2項	医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新	20日					
22	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項	医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録	60日					
23	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第3項	医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録の更新	20日					
24	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第1項	再生医療等製品の製造販売業の許可	60日					
25	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第2項	再生医療等製品の製造販売業の許可の更新	20日					

別表保健福祉部の部長寿社会課の項10中「変更の申請」や「指定の変更」に係る。  
別表農林水産部の部畜産課の項に次のように加える。

20	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項	医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可	27日					
----	--	-----------------------	-----	--	--	--	--	--

21	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項	医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可の更新	21日					
22	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第33条	配置従事者の身分証明書の交付	21日					
23	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第2項	医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録	21日					
24	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第1項、第46条第1項	医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可証の書換え交付及び再交付	21日					
25	動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第115条の11	販売従事登録の消除	21日					
26	動物用医薬品等取締規則第115条の12、第115条の13	販売従事登録証の書換え交付及び再交付	21日					

別表農林水産部の関係法規の項中「土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第59条第1項」や「岡山県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和47年岡山県条例第25号）第4条」のほか、同項中「土地改良法施行令第59条第1項」や「岡山県土地改良財産の管理及び処分に関する条例第4条」のほか、同項中「土地改良法施行令第61条」や「岡山県土地改良財産の管理及び処分に関する条例第5条」のほか、

別表農林水産部の関係法規の項中「承認」や「協議」のほか、同項中「第4条第1項」や「第4条」のほか、  
別表土木部の関係法規の項中「適合証」や「この項において「適合証」とは、

別表土木部の関係法規の項中「第34条第3項、第4項」や「第34条第4項」及び「設置移転等」や「移転等」のほか、同項中「以下」の次に「この項及び出先機関の部県民局（建設部）の項において」とある。

別表出先機関の部県民局（建設部）の項中「第24条第1項」や「第24条第3項」のほか、同項中「第24条第5項」や「第24条第9項」のほか、



(配置販売を除く。)」「第8条第1項第1号の2及び第10条第1項第1号の2」を「第8条第1項第1号の2及び第10条第1項第1号の2」に「(平成16年農林水産省令第107号)」を挿入し、同条第6項第1号の2及び第10条第1項第1号の2の次に次のように加える。

① 「動物用医薬品販売業許可証」や「医薬品の販売業(配置販売を除く。)、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証」② 「又は再交付」や「及び再交付」③ 第8条第1項第1号の2「第8条第1項第1号の2」(平成16年農林水産省令第107号)」を挿入し、同条第6項第1号の2及び第10条第1項第1号の2の次に次のように加える。

7	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項、第4項	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可及び許可の更新	10日				
8	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第1項、第4項	再生医療等製品の販売業の許可及び許可の更新	10日				

附 則

この告示は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

◎岡山県告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年十一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



# 平成26年11月7日 岡山県公報 第11634号

## ◎岡山県告示第五百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十六年十一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 起業者の名称

総社市

### 二 事業の種類

総社市昭和公民館等移転新築事業

### 三 起業地

1 収用の部分 岡山県総社市美袋字花屋地内

2 使用の部分 なし

### 四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

総社市昭和公民館等移転新築事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に掲げる社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館を整備する事業であり、かつ、同条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である総社市は、本件事業を第1次総社市総合計画後期基本計画に基づく生涯学習の推進の一環として位置付けており、事業に要する経費についても財源措置を講じていることから、当該事業を遂行する十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、現在、老朽化が著しい状況にある総社市昭和公民館及び昭和出張所を総社市美袋字花屋地内にユニバーサルデザインを導入し新たに整備することから、生涯学習の推進及び行政サービスの増進に相当程度寄与することが見込まれる。

また、本件事業計画においては、①事業に必要な面積が確保され造成が容易であること、②小学校、幼稚園等の公共的な施設が集中する地区であること、③日

照がよく、公共施設の設置にふさわしい場所であること、④経済性に優れていることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業を計画している地域の住民からその実現に対する要望が強いことから、早急に施行されるべき事業と認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

総社市役所総社市教育委員会生涯学習課

# 平成26年11月7日 岡山県公報 第11634号

〔四七七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十六年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

統合共有ファイルサーバ機器更新及び運用保守業務 一式

二 利用期間

平成二十七年二月一日から平成三十二年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十六年十月九日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社オービス

岡山市北区大内田六七五番

六 落札金額

月額八三九、四七一円（うち消費税額及び地方消費税の額六二、一八三円）

七 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

八 入札公告日

平成二十六年八月二十二日

# 平成26年11月7日 岡山県公報 第11634号

〔四七八〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成二十六年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 聴聞の件名

建設業法第二十九条第一項の規定による一般建設業許可の取消し

二 当事者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地、許可番号及び許可年月日

1 商号 株式会社MIRA

2 代表者の氏名 小林 誠治

3 主たる営業所の所在地 岡山市北区平田一七三―一〇八

4 許可番号 岡山県知事許可（般―二四）第二四〇三八号

5 許可年月日 平成二十四年六月二十日

## 三 聴聞の期日

平成二十六年十一月十四日（金）午前十時から

## 四 聴聞の場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁六階収用委員会室

〔四七九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 615式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び26年度後期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（教育庁分）（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成27年2月27日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるもの

# 岡山県公報 第11634号 平成26年11月7日

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成26年12月10日（水）正午

### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成26年11月7日（金）から同年12月10日（水）まで（県の休日（岡山県の休日）を除く。）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて直接交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ100グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年12月17日 (水) 14時00分

ただし、郵送等による場合にあつては、同月16日 (火) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成26年12月10日 (水) 17時まで、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金  
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :  
Notebook type Personal Computer 615 Units

(2) Delivery date :  
By 27 February (Friday) , 2015

(3) Delivery place :  
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :  
2:00 P.M. 17 December (Wednesday) , 2014

(5) Contact point for the notice :  
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office  
Supplies Division, 2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama  
-ken, 700-8570, Japan

TEL 086-226-7540